

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>463単位</u>
(2) 区分5	<u>392単位</u>
(3) 区分4	<u>316単位</u>
(4) 区分3	<u>239単位</u>
(5) 区分2以下	<u>174単位</u>

ロ 利用定員が41人以上50人以下

(1) 区分6	<u>362単位</u>
(2) 区分5	<u>303単位</u>
(3) 区分4	<u>240単位</u>
(4) 区分3	<u>189単位</u>
(5) 区分2以下	<u>150単位</u>

ハ 利用定員が51人以上60人以下

(1) 区分6	<u>355単位</u>
(2) 区分5	<u>297単位</u>
(3) 区分4	<u>235単位</u>
(4) 区分3	<u>185単位</u>
(5) 区分2以下	<u>147単位</u>

ニ 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	<u>301単位</u>
(2) 区分5	<u>252単位</u>

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>459単位</u>
(2) 区分5	<u>387単位</u>
(3) 区分4	<u>312単位</u>
(4) 区分3	<u>236単位</u>
(5) 区分2以下	<u>171単位</u>

ロ 利用定員が41人以上60人以下

(1) 区分6	<u>360単位</u>
(2) 区分5	<u>301単位</u>
(3) 区分4	<u>239単位</u>
(4) 区分3	<u>188単位</u>
(5) 区分2以下	<u>149単位</u>

ハ 利用定員が61人以上80人以下

(1) 区分6	<u>299単位</u>
(2) 区分5	<u>251単位</u>
(3) 区分4	<u>201単位</u>
(4) 区分3	<u>165単位</u>
(5) 区分2以下	<u>135単位</u>

ニ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	<u>273単位</u>
(2) 区分5	<u>226単位</u>

(3) 区分4	<u>202単位</u>
(4) 区分3	<u>166単位</u>
(5) 区分2以下	<u>137単位</u>

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) <u>区分6</u>	<u>295単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>247単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>198単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>163単位</u>
(5) <u>区分2以下</u>	<u>133単位</u>

ハ 利用定員が81人以上

(1) <u>区分6</u>	<u>273単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>225単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>181単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>150単位</u>
(5) <u>区分2以下</u>	<u>129単位</u>

(削る)

注1 イからハまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつて

(3) 区分4	<u>181単位</u>
(4) 区分3	<u>149単位</u>
(5) 区分2以下	<u>128単位</u>

(新設)

(新設)

ホ 経過的施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあつては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあつて

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)~(3) (略)

(削る)

2 イからへまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

3 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

(1) (略)

(2) 利用定員が41人以上50人以下 22単位

(3) 利用定員が51人以上60人以下 19単位

(4) 利用定員が61人以上70人以下 15単位

(5) 利用定員が71人以上80人以下 14単位

(6) 利用定員が81人以上 12単位

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

(1) (略)

(2) 利用定員が41人以上50人以下 10単位

(3) 利用定員が51人以上60人以下 9単位

(4) 利用定員が61人以上70人以下 7単位

は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)~(3) (略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算する。

イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

(1) (略)

(2) 利用定員が41人以上60人以下 22単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 15単位

(4) 利用定員が81人以上 12単位

(新設)

(新設)

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

(1) (略)

(2) 利用定員が41人以上60人以下 10単位

(3) 利用定員が61人以上80人以下 7単位

(4) 利用定員が81人以上 6単位

- (5) 利用定員が71人以上80人以下 7単位
- (6) 利用定員が81人以上 6単位
- 4 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 指定障害者支援施設基準第24条の3第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和8年3月31日までの間は、同条第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
- 6 指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 2 (略)
- 3 重度障害者支援加算
- イ (略)
- ロ 重度障害者支援加算Ⅱ 360単位
- ハ 重度障害者支援加算Ⅲ 180単位
- 注1・2 (略)
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、第8

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 5 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
- (新設)
- 2 (略)
- 3 重度障害者支援加算
- イ (略)
- ロ 重度障害者支援加算Ⅱ 7単位
- (新設)
- 注1・2 (略)
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った

の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

6 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算しない。

8 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た

場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。

(新設)

5 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

(新設)

(新設)

指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

9 ハの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

(新設)

10 注8の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

(新設)

4 夜間看護体制加算 60単位
注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 51単位
ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 41単位
注1 イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用

4 夜間看護体制加算 60単位
注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位
(新設)
(新設)

注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害

者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要

した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注3に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

8の2 地域移行促進加算

イ 地域移行促進加算Ⅰ 120単位

ロ 地域移行促進加算Ⅱ 60単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注1において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者（指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者

した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

8の2 体験宿泊支援加算

120単位

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

(新設)

支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

9～13 （略）

13の2 地域移行支援体制加算

イ 利用定員が40人以下

<u>(1) 区分6</u>	<u>15単位</u>
<u>(2) 区分5</u>	<u>13単位</u>
<u>(3) 区分4</u>	<u>11単位</u>
<u>(4) 区分3</u>	<u>8単位</u>
<u>(5) 区分2以下</u>	<u>6単位</u>

ロ 利用定員が41人以上50人以下

<u>(1) 区分6</u>	<u>9単位</u>
<u>(2) 区分5</u>	<u>7単位</u>
<u>(3) 区分4</u>	<u>6単位</u>
<u>(4) 区分3</u>	<u>5単位</u>
<u>(5) 区分2以下</u>	<u>4単位</u>

ハ 利用定員が51人以上60人以下

<u>(1) 区分6</u>	<u>7単位</u>
<u>(2) 区分5</u>	<u>6単位</u>
<u>(3) 区分4</u>	<u>5単位</u>
<u>(4) 区分3</u>	<u>4単位</u>
<u>(5) 区分2以下</u>	<u>3単位</u>

ニ 利用定員が61人以上70人以下

<u>(1) 区分6</u>	<u>5単位</u>
<u>(2) 区分5</u>	<u>4単位</u>
<u>(3) 区分4</u>	<u>3単位</u>
<u>(4) 区分3</u>	<u>3単位</u>
<u>(5) 区分2以下</u>	<u>2単位</u>

ホ 利用定員が71人以上80人以下

9～13 （略）

（新設）

- (1) 区分6 4単位
- (2) 区分5 3単位
- (3) 区分4 3単位
- (4) 区分3 2単位
- (5) 区分2以下 2単位

△ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 3単位
- (2) 区分5 3単位
- (3) 区分4 2単位
- (4) 区分3 2単位
- (5) 区分2以下 2単位

注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 通院支援加算 17単位

(新設)

注 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定する。

13の4 集中的支援加算

(新設)

- イ 集中的支援加算(I) 1,000単位
- ロ 集中的支援加算(II) 500単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算

して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定
単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が
悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集
中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして
都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的
な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行
う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該
利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支
援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間
に限り1日につき所定単位数を加算する。

13の5 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位
ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合
するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支
援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關す
る法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定
する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定
医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第
7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第
8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する
新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行
う体制を確保していること。

(2) 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協
力医療機関その他の医療機関（以下この(2)において「
協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興
感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時
等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に

(新設)

、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

13の6 新興感染症等施設療養加算 240単位

注 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

(新設)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下 819単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 732単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 695単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 667単位

(5) 利用定員が81人以上 629単位

ロ 機能訓練サービス費(II)

に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下 815単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下 728単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下 692単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下 664単位

(5) 利用定員が81人以上 626単位

ロ 機能訓練サービス費(II)